

次期男女共同参画基本計画の策定について

資料1

人権・男女共同参画課

I スケジュール

令和7年度

令和8年1月～3月	計画体系・骨子の検討／骨子の庁内照会
3月23日	第69回（令和7年度第2回）男女共同参画審議会（諮問）

令和8年度

6月22日(月)	計画の素案について・庁内意見照会（～7月3日(金)）
7月	照会結果の反映・審議会資料作成
7月27日(月)	第70回（令和8年度第1回）男女共同参画審議会（計画素案の検討）
8月～9月	男女共同参画推進会議幹事及び庁内意見照会
9月4日(金)	第71回（令和8年度第2回）男女共同参画審議会（計画案の検討）
9月	県民コメント用計画案の作成
10月	県民コメントの実施（1か月間）
11月	第72回（令和8年度第3回）男女共同参画審議会 （県民コメント反映後の計画案の検討）
12月	男女共同参画審議会から答申、最終計画案の作成
令和9年2月	2月定例会へ付議
3月	2月定例会議決
3月	計画の策定・公表 第73回（令和8年度第4回）男女共同参画審議会（報告）

Ⅱ 体系①

計画の目標

男女共同参画社会の実現

【変更案】～誰もが人権を尊重され活躍できる
ジェンダー平等実現の埼玉へ～

【現 行】～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

目指す姿	基本目標
Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	Ⅰ－1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大
	Ⅰ－2 生活の場における男女共同参画の推進
Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大	Ⅱ－1 働く場における女性活躍の推進
	Ⅱ－2 誰もが働きやすい職場環境づくり
Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	Ⅲ－1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
	Ⅲ－2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重
	Ⅲ－3 生涯を通じた男女の健康支援と命の尊厳の尊重
	Ⅲ－4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
Ⅳ ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	Ⅳ－1 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込みや偏見)の解消
	Ⅳ－2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

前回審議会（第70回）からの見直し状況 2 / 6

Ⅱ 体系②

No.	対象	審議会委員意見	対 応 案
1	I-2	施策の基本的な方向(2) 「共働き・共育ての実現に向けた家庭・仕事・地域活動への参画及び両立の促進」 ➤子育て期で多忙な家庭に地域活動との両立・参画促進をするのは、ハードルが高すぎると感じる。	地域活動参加は、ワークライフ・バランスの観点や、子育て期でもPTAや自治会活動等への参画機会があることから、必要な視点と考えます。そこで、御意見を踏まえ、「共働き・共育ての実現に向けた」を切り離し、並列的な記載に修正します。 ➤「共働き・共育ての実現に向けた家庭・仕事の両立の促進、地域活動への男女共同参画の促進」
2	Ⅱ	「女性活躍」への違和感があり、また、多様性に配慮した表現を検討してはどうか。	女性活躍推進法や県の5か年計画等との整合を踏まえ、引き続き、検討させていただきます。
3	Ⅲ-1	施策の基本的な方向の順番に違和感がある。	DV関連を先に、以降関連順に並び替えます。あわせて、一部タイトルを見直します。(別紙1)
4	Ⅲ	(事務局による見直し)	施策の基本的な方向(5)「男女共同参画に関する国際理解、国際交流、国際協力の推進」を「目指す姿Ⅲ」から「目指す姿Ⅳ」へ移動します。 ※目指す姿Ⅲ:誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現 目指す姿Ⅳ:ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進
5	Ⅲ-3	基本目標「生涯を通じた男女の健康支援と命への配慮」 ➤「命への“配慮”」では、命に直結する課題(自殺対策等)の重みが十分に伝わらない。	「生涯を通じた男女の健康支援と 命の尊厳の尊重 」に修正します。

前回審議会（第70回）からの見直し状況 3 / 6

Ⅲ 推進項目

No.	対象	審議会委員意見	対 応 案
1	No44	エ 男性の子育てへの参加の促進 ➤「参加」を「参画」に修正し、「家事」を追記するのはいかがでしょうか。	「エ 男性の子育てや家事への参画の促進」に修正します。
2	No48 ～50	③ 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法による 特定事業主行動計画の推進 ア 男性職員の子育てに関する休暇や育児休業の取得 促進 イ 「子育てのための休暇取得プログラム」の作成 ➤県内部の取組であることがわかりにくい。	県職員向けの取組であることがわかるよう表記します。 ➤③女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法による県の特定 事業主行動計画の推進 ア 男性県職員の子育てに関する休暇や育児休業の取得促進 イ 県職員における「子育てのための休暇取得プログラム」の作成
3	Ⅱ－1 Ⅳ－2 全般	女性のキャリアアップ支援やジェンダー平等教育などにおいても、幅広く男女参画推進センターの機能が担保されるようにしたい。	個々の推進項目の修正ではなく、第4章の「推進体制」のうち、県男女共同参画推進センターの記載について、内閣府作成のガイドラインに示されている男女共同参画センターが取り組むべき「5つの業務」を明記し、センターの位置づけと役割を明確化します。
4	Ⅲ－2 全般	困難女性支援法関連 3つの計画の統合により施策が見えにくくなったと感じる。必要な施策は明記するよう見直しをしてほしい。	目指す姿Ⅲ（うち、Ⅲ－1 DV関連、Ⅲ－2 困難女性支援関連）を全体的に見直し、重要な項目は明記します。（別紙2）

体系案見直し（別紙1）

★目指す姿Ⅲ Ⅲ－1 施策の基本的方向（1）～（8）について

DV関連を先頭に、関連する順に並び変えた。

目指す姿	基本目標	施策の基本的な方向（原案）	施策の基本的な方向（修正案）
Ⅲ 誰もが 安全・安心 に暮らせる 社会の実現	Ⅲ－1 ジェンダーに 基づくあらゆる 暴力の根絶	(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防及び普及啓発並びに被害者支援の基盤強化 (2)あらゆる性犯罪・性暴力への対策の推進 (3)ストーカー行為・人身取引・売買春などへの対策の推進 (4)こども、若年層に対する性暴力根絶に向けた対策の推進 (5)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (6)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進 (7)生活再建のための自立支援の充実とこどもの安全確保・成長支援 (8)民間団体との連携・協働等の充実	(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防及び普及啓発並びに被害者支援の基盤強化 (2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進 (3)配偶者等からの暴力の被害者の自立支援の充実とこどもの安全確保・成長支援 (4)民間団体との連携・協働による配偶者等からの暴力の被害者支援の推進 (5)あらゆる性犯罪・性暴力への対策の推進 (6)こども、若年層に対する性暴力根絶に向けた対策の推進 (7)ストーカー行為・人身取引・売買春などへの対策の推進 (8)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

推進項目案見直し（別紙2）

★★目指す姿Ⅲ（誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現）について

計画の統合により集約した推進項目のうち、重要なものについては改めて明記することとした。

基本目標・施策の基本的な方向	追加した推進項目(主なもの)
Ⅲ－1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 (1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防及び普及啓発並びに被害者支援の基盤強化 (2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進 (3)配偶者からの暴力の被害者の自立支援の充実とこどもの安全確保・成長支援 (4)民間団体との連携・協働による配偶者等からの暴力の被害者支援の推進	・市町村における配偶者暴力相談支援センター設置の促進 ・関係機関連携会議の開催 ・女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援 ・一時保護委託の積極的な活用 ・県営住宅の入居申込時の優遇抽選及び一時利用による居住支援の実施 ・母子生活支援施設への入所支援 ・住宅セーフティネット制度に基づく住宅確保要配慮者に対する支援 など
Ⅲ－2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重 (1)困難な問題を抱える女性への支援体制の充実 (2)困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援 (3)ひとり親家庭や生活困窮者への支援（新）	・市町村等の機能強化への支援－基本計画策定への働きかけ ・市町村等の機能強化への支援－支援調整会議の設置促進 ・関係機関連携会議の開催 ・中長期的な支援を要する被害者支援の在り方の検討 ・母子生活支援施設への入所支援 ・民間団体や関係機関と連携したアウトリーチによる早期の把握 など

次期男女共同参画基本計画の策定について

IV 推進指標

1 審議会委員の御意見を踏まえた見直し

No.	審議会委員の御意見	対 応 案	現状値	目標値
1	保育所の待機児童数と同様に放課後児童クラブの待機児童数も指標として設定すべきではないか。	【追加】 基本目標Ⅰ－2 生活の場における男女共同参画の推進 「放課後児童クラブ待機児童数」 ※次期埼玉県5か年計画大綱(R9～R13)施策指標	1681人 (R7.5.1)	0人 (R14.5.1)

2 事務局の見直し

No.	現 行	対 応 案	現状値	目標値
2	基本目標Ⅲ－1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 「配偶者暴力相談支援センター設置市町村数」	【継続】 基本目標Ⅲ－1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 「配偶者暴力相談支援センター設置市町村数」	25市 (R7年度)	30市 (R13年度)
3	困難な問題を抱える女性支援基本計画の指標 「困難女性支援基本計画の策定市町村数」	【追加】 基本目標Ⅲ－2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重 「困難女性支援基本計画の策定市町村数」	27市 (R7年度)	63市町村 (R13年度)
4	基本目標Ⅲ－4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 「自主防災組織の組織率」	【変更】 基本目標Ⅲ－4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 「ジェンダー視点による避難所開設・運営に取り組む市町村数」	41市町村 (R8年度)	63市町村 (R13年度)